

議案第63号

財産の処分について（元辰美中学校）

南あわじ市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年南あわじ市条例第46号）第3条の規定に基づき、下記のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年10月31日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 財産の名称 元辰美中学校
- 2 財産の所在 南あわじ市津井526番地
- 3 財産の種類及び数量
 - (1) 土地
 - ア 地 番 南あわじ市津井字一ノ瀬526番 他13筆
 - イ 面 積 51,286.11㎡
 - (2) 建 物
 - ア 構造等 校舎（鉄筋コンクリート造2・3階建）他5棟
 - イ 床面積 4,719.80㎡
 - (3) 工作物 一式
- 4 売払いの方法 随意契約（公募型プロポーザル）による
- 5 売払価格 86,000,000円
- 6 財産処分の相手方 大阪市中央区南船場4丁目12番21号
株式会社バルニバービ 代表取締役 佐藤 裕久

【参考】

土 地

所 在	地 番	地 目	地 積	備 考
①津井字一ノ瀬	526番	宅地	5,714.53m ²	学校跡地
②津井字一ノ瀬	526番2	宅地	82.04m ²	学校跡地
③津井字一ノ瀬	527番	宅地	2,631.54m ²	学校跡地
④津井字一ノ瀬	531番	雑種地	8,313.00m ²	運動場
⑤津井字一ノ瀬	531番2	雑種地	204.00m ²	運動場
⑥津井字一ノ瀬	531番3	雑種地	201.00m ²	運動場
⑦津井字ハゼコ谷	3029番1	雑種地	7,232.00m ²	運動場
⑧津井字一ノ瀬	505番1	山林	8,469.00m ²	法面
⑨津井字一ノ瀬	505番3	雑種地	3,392.00m ²	法面
⑩津井字一ノ瀬	538番	ため池	479.00m ²	法面
⑪津井字一ノ瀬	537番1	雑種地	1,537.00m ²	法面
⑫津井字一ノ瀬	537番4	雑種地	17.00m ²	法面
⑬津井字ハゼコ谷	3026番1	山林	489.00m ²	法面
⑭津井字ハゼコ谷	3029番2	山林	12,525.00m ²	法面
合計			51,286.11m ²	

建 物

名 称	床面積	構造及び階数
① 校舎	3,405.41m ²	鉄筋コンクリート造 2・3階建
② 体育館	1,167.61m ²	鉄筋コンクリート造 2階建
③ 倉庫	22.03m ²	コンクリートブロック造 平家建
④ 部室	104.00m ²	コンクリートブロック造 平家建
⑤ ポンプ室	5.46m ²	コンクリートブロック造 平家建
⑥ ポンプ室	15.29m ²	コンクリートブロック造 平家建
合計	4,719.80m ²	

位置図・配置図（元辰美中学校）



